

大分県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、大分県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 地球温暖化防止対策の推進に関する法律（平成10年10月9日、法律第117号。以下「法」という。）第37条の規定に基づき、推進員を置く。

(推進員の活動)

第3 推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、地域住民の理解を深めるため、あらゆる機会をとらえ、国及び県等が作成するパンフレット等を活用した普及啓発活動に努めること。
- (2) 地域住民の温室効果ガス削減に関する相談に応じ、指導及び助言など必要な対応を行うこと。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う地域住民に対し、実践的な取組方策や先進事例を紹介したり、環境に優しい商品や公的な支援施策の活用方法など、当該活動に資する情報提供等を行うこと。
- (4) 国、県、市町村、大分県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が主催又は後援・協力する地球温暖化対策等の推進活動に協力すること。
- (5) 県やセンター等が実施する研修会や講演会などに積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努めること。

(委嘱)

第4 推進員は、市町村長及びセンターの推薦に基づくほか、若干名を公募し、知事が委嘱する。

2 前項の推薦は「推進員推薦書」（第1号様式）及び誓約書（第4号様式）によるものとし、公募に対する応募は「推進員公募申込書」（第2号様式）、「推進員公募レポート」（第3号様式）及び誓約書（第4号様式）によるものとする。

3 第1項の推薦は次に掲げる要件をすべて満たす者の中から行うこととし、知事は推薦を受けた候補者のうちから、書類及び面接により委嘱する者を選考する。

- (1) 各市町村に居住する20歳以上の者
- (2) 地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者

- (3) 現に環境保全活動を行っている団体において指導的立場にあるなど、地域住民の中に入り積極的な指導を行える者
 - (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを誓約する者
- 4 第1項の公募に応募する者は、次に掲げる要件をすべて満たすことを要し、知事は応募する者のうちから、書類及び面接により委嘱する者を選考する。
- (1) 県内に居住する20歳以上の者
 - (2) 地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
 - (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを誓約する者
- 5 推進員である者が、任期満了に伴い再任を希望する場合は、第2項及び前項の規定にかかわらず書類選考により委嘱する。
- 6 推進員の委嘱は、「推進員の証」（第5号様式）を交付して行う。

（委嘱期間）

第5 推進員の委嘱期間は、2年を限度とする。ただし、再任することができる。

（報告）

第6 推進員は、「推進員年間活動報告書」（第6号様式）により、毎年知事に年間活動状況を報告するものとする。

（委嘱の取消し）

第7 知事は、推進員が次の各号の一に該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員本人が委嘱の辞退を申し出たとき。
- (2) 推進員が健康上の理由等により、その活動を行えなくなったとき。
- (3) 推進員が転居等により、第4第2項第1号及び第3項第1号の資格を有しなくなったとき。
- (4) 推進員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) その他、知事が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

(推進員の身分等)

第8 推進員はボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に定める特別職の身分を有する者ではない。

2 知事は、地域住民及び市町村等との連携を図るため、推進員の氏名を本人の同意に基づき公表するものとする。

(活動費用の負担)

第9 推進員はボランティアとして活動を行うものであり、原則、県は推進員の活動に係る経費の負担を行わない。

(庶務)

第10 推進員に関する庶務は、大分県生活環境部うつくし作戦推進課において処理する。なお、その遂行にあたってはセンターと十分な連携のもとに行うものとする。

(その他)

第11 この要綱で定めるもののほか、推進員の活動に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成14年2月14日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年2月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年6月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年3月23日から施行する。

附則 1 この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

2 改正後の第4の規定は、平成22年3月1日以降に委嘱する推進員から適用し、改正後の第6及び第9の規定は、平成22年3月1日から適用する。

3 大分県地球温暖化防止活動推進員活動実施要領(平成16年6月16日施行)は、平成22年3月31日限りで廃止する。

4 平成22年2月及び平成23年2月に再任する推進員の委嘱期間は第5の規定にかかわらず、前任期満了日の翌日から翌々年の2月末日までとする。

附則 この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。